

第2章 食品の安全・安心にかかる現状と課題

第1節 食を取り巻く現状

平成10年に全国で3,010件の発生が見られた食中毒の件数は、平成22年に1,254件、平成25年には931件となっており、衛生水準は向上していると言えます。

しかしながら、近年においても、これまでに経験したことのない大きな事件や事故が時として発生しています。

一方で、食品の安全性に警鐘を鳴らす書籍の出版や、いわゆる健康食品のコマーシャルや通販番組の盛んな放映、SNSも含めた各種媒体により、様々な情報が氾濫し、中には、科学的には根拠に乏しいものも多くあり、受け手である消費者が正しい情報を選別して活用することが困難な状況も見受けられます。その結果、実際のリスクよりも大きく受け止めて安全な食品に対しても不安を覚えたり、健康食品を過信してしまうといったことが起こっています。

また、米国におけるトランス脂肪酸に関する規制、アクリルアミドのリスクに関する問題など、これまで大きく取り上げられなかった新たな危害要因の発生、加えて食品の機能性表示制度の開始など、消費者の関心の範囲はさらに広がっています。

[過去5年間に起こった食品事故・事件等]

平成23年3月	東日本大震災に伴い東京電力福島第一原子力発電所から漏出した放射性物質による食品汚染と風評被害
平成23年4月	富山、福井、神奈川の3県で発生した焼肉チェーン店のユッケを原因とする腸管出血性大腸菌O111食中毒事件（5人死亡）
平成24年8月	北海道の高齢者施設等で発生した漬物業者が製造した白菜の浅漬けを原因とする腸管出血性大腸菌O157食中毒事件（8人死亡）
平成24年12月	東京都の小学校で給食を食べた食物アレルギーを有する児童の死亡事故
平成25年10月	全国の有名ホテル等での一連の食材偽装
平成25年12月	冷凍食品製造工場で起こった従業員による農薬混入事件
平成26年12月	インターネットへの投稿写真に端を発し、顕在化した異物混入と自主回収
平成28年1月	愛知県の産業廃棄物処理業者と岐阜県の食品事業者による廃棄食品の不正転売事件

第2節 取り組むべき課題

1. 食品の安全性の確保

食品の安全性を確保するためには、生産から製造、流通・販売に至るまでの各段階での監視指導や検査等の実施が必要不可欠です。

本県では、長崎県食品衛生監視指導計画等に基づいて計画的に、食品関連事業者に対する監視指導や流通食品の検査を行っていますが、より高い安全性を確保していくために、食品関連事業者の自主的な取組の促進が重要課題となります。

2. 食品に対する信頼の確保

県民が安心して食生活を営むためには、食品の安全性が県民にとって信頼されるものでなければなりません。しかしながら、安心には心理的な要素を多く含むため、人によって安心の度合いは異なります。

食品に対する信頼を確保するためには、食品の安全性が科学的根拠に基づいてどのように確保されているかを県民の皆様に理解してもらう必要があります。

そのためには、食品の安全性をわかりやすく情報提供し、食品関連事業者、県民、行政がお互いの立場を理解し合い、意見交換の機会を設けるなど、リスクコミュニケーションを推進することが必要です。

下記のアンケート結果においても、食品の安全・安心に関する情報提供の充実や食育の推進が、食品関連事業者への監視指導や食品の検査にも増して県行政に求められる結果となっています。

《 食品の安全・安心に関して、今後、長崎県に取り組んでもらいたいことは何ですか？ 》

食品の安全・安心にかかる情報提供の充実	88 件／235 人
食品の安全・安心につながる食育の推進	79 件／235 人
生産者への監視指導	76 件／235 人
製造・流通販売業者への監視指導	65 件／235 人
食品検査体制の充実	58 件／235 人
意見交換会の開催などリスクコミュニケーションの充実	44 件／235 人

(平成 26 年度 食品安全・消費生活課実施の食品の安全・安心リスクコミュニケーション
参加者へのアンケート：複数回答のうち上位のもの)